

食品安全情報（化学物質） No. 12/ 2011（2011.06.15）

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部
(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

[【EC】](#)

1. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

[【EFSA】](#)

1. 食品中のポリ臭化ジフェニルエーテル（PBDEs）についての科学的意見
2. 健康強調表示の認可資料準備のための科学的技術的ガイド（改訂 1）
3. 亜鉛と「口腔中の揮発性硫黄化合物を中和することによる息の臭さを予防する」ことに関連する健康強調表示の立証についての科学的意見
4. *Lactobacillus rhamnosus* GG と病原性消化管内微生物への防御維持に関連する健康強調表示の立証についての科学的意見
5. 離乳子豚の飼料添加物としての InteSwine®（出芽酵母）の安全性と有効性に関する科学的意見

[【FSA】](#)

1. Asiana 社は全製造日の Uni President Drinks 3 種を未承認成分の使用のため回収
2. Bite は科学と根拠に嘔みつく

[【BfR】](#)

1. 台所用品や食器からのメラミン及びホルムアルデヒドの放出

[【RIVM】](#)

1. ヘキサクロロベンゼンとヘキサクロロブタジエンの水中環境リスク限度：生物相基準を水のリスク限度に換算するため生物濃縮データを使用

[【ANSES】](#)

1. パーフルオロ化合物：最初の全国水中濃度測定キャンペーン

[【FDA】](#)

1. FDA はカンザスの会社でエルダーベリー（ニワトコ）ジュースを押収
2. Global Wellness 社は表示されていない医薬品が含まれるため VIA XTREME ULTIMATE SEXUAL ENHANCER DIETARY SUPPLEMENT FOR MEN を全国で自主回収
3. FDA : DDS プロバイオティクス製品押収
4. ファイザーは動物用医薬品 3-Nitro の販売を自主的に一時停止
5. FDA はナノテクノロジーを巡る規制の確実性を増すための最初の一步を踏み出す
6. 消費者向け情報（Fish and Fisheries Products Hazards and Controls Guidance 4th）

[【NTP】](#)

1. 発がん物質報告書 12 巻

[【EPA】](#)

1. EPA は有害化学物質リスクに対応する全国部族有害物質委員会を設立
2. EPA は殺鼠剤による米国人のリスク低減のための施策を実施する/ 実施により子ども、ペット及び野生動物がより良く保護される
3. EPA は 150 以上の化学物質の機密保持を解除/化学物質情報へのアクセスを増大させることによる米国人の健康を増進する努力の一環
4. EPA は農薬製品のナノスケール物質についての政策を提案

[【USDA】](#)

1. 農薬データプログラム（PDP）2009 年年次報告書

[【CFIA】](#)

1. 台湾産のある種の食品や飲料の禁止乳化剤成分汚染について輸入業者及び小売業者に警告

[【FSANZ】](#)

1. 基準解釈サービス
2. FSANZ は 60 Minutes に反応

[【APVMA】](#)

1. 欧州で禁止されている 80 の化合物がオーストラリアでは使用されているか？
2. 化学物質規制担当者はヒト健康保護のためナフタレンフレークを規制
3. 無登録で適用外農薬の混合についての報告

[【TGA】](#)

1. 安全情報：警告

[【NZFSA】](#)

1. Heitiki 乳児用ミルクについて
2. 台湾産ソフトドリンクの汚染可能性について監視

[【香港政府ニュース】](#)

1. 台湾産製品の DEHP (フタル酸ジエチルヘキシル) 混入について
2. DEHP 基準承認
3. シガテラ中毒

[【KFDA】](#)

1. 台湾産製品の DEHP 混入について
2. 日本原子力発電所関連食品医薬品安全庁対応及び管理動向 [10]

[【AVA】](#)

1. DEHP 汚染検査製品更新

[【HSA】](#)

1. 台湾産製品の DEHP 混入について

[【FSSAI】](#)

1. 食品サプリメントのまま存続する場合には内容を調整しなければならない

[【その他】](#)

- ・ (ProMED-mail) キノコ中毒 米国

●欧州委員会 (EC : Food Safety: from the Farm to the Fork)

http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm

1. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2011 年第 22 週～第 23 週の主な通知内容 (ポータルデータベースから抽出)

警報通知 (Alert Notifications)

ドイツ産菜種油のベンゾ(a)ピレン (7.9、9 μ g/kg)、スペイン産パプリカパウダーのオク
ラトキシン A (42.4 μ g/kg)、フランス産アサリの下痢性貝毒 (173 μ g/kg)、アイルランド

産冷凍調理済みカニのダイオキシンとダイオキシン様 PCB (合計 6.885、10.290 pg WHO TEQ/g)、中国産食品サプリメントのシブトラミンとフェノールフタレイン、中国産原料のチェコ製マッシュルーム水煮の表示されていない亜硫酸 (21 mg/kg) など。

注意喚起情報 (information for attention)

ニュージーランド産アプリコットのカルバリル (1.9 mg/kg)、ブラジル産冷凍調理済み牛肉のイベルメクチン (27.7 μ g/kg)、チュニジア産チリパウダーの Sudan 1 (0.1 mg/kg) と Sudan 4 (0.91 mg/kg)、インド産オクラのモノクロトホス (0.60 mg/kg)、コンビーフのイベルメクチン (37.0 μ g/kg)、中国産カボチャの種のベンゾ(a)ピレン (23.1 μ g/kg)、イタリア産生鮮ホウレンソウのジコホル (0.36 mg/kg)、ベトナム産アマメシバのカルベンダジム (4.1 mg/kg)、イスラエル産チェリーのメチオカルブ (2.8 mg/kg)、トルコ産ペッパーのホルメタネート (0.221 mg/kg)、中国産メラミンボウルからのホルムアルデヒドの溶出 (76.8 mg/kg) と多すぎる総溶出量 (323 mg/kg) など。

フォローアップ用情報 (information for follow-up)

ドイツ産スパイスの Sudan 1 (0.4、0.12 mg/kg) と Sudan 4 (検出)、中国産松の実のパインマウス症候群、米国産サプリメントの未承認物質ベタインとビンボセチン、中国産メラミンボウルからのホルムアルデヒドの溶出 (65.59 mg/kg) と多すぎる総溶出量 (264 mg/kg) など。

通関拒否通知 (Border Rejections)

インド産トリの餌用ピーナッツのアフラトキシン (B1 1200 μ g/kg ; Total 1400 μ g/kg)、日本産緑茶の放射線に関する証明書の未添付、タイ産コリアンダーのカルボフラン (0.91 mg/kg)、韓国産エネルギードリンクの多すぎる安息香酸 (474.89 mg/kg)、トルコ産フレッシュペッパーのメソミル (0.066 mg/kg) とチオジカルブ、トルコ産ペッパーのテトラジホン (0.0175、0.150 mg/kg)、トルコ産チルドペッパーのプロシミドン (0.051 mg/kg)、トルコ産ペッパーのプロシミドン (0.044 mg/kg)、トルコ産ペッパーのテトラジホン (0.024、0.023 mg/kg)、中国産ステンレススチールカトラリーからのクロム (0.281 mg/kg) とニッケル (0.3 mg/kg) の溶出、ロシア産 ajika ソースの Sudan 1 (3.8 mg/kg) とトルイジンレッド (2.5 mg/kg) など。

その他アフラトキシン等多数。

● 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm

1. 食品中のポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDEs) についての科学的意見

Scientific Opinion on Polybrominated Diphenyl Ethers (PBDEs) in Food

EFSA Journal 2011;9(5):2156 [274 pp.] 30 May 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2156.htm>

CONTAM パネル（フードチェーンにおける汚染物質に関する科学パネル）は、食品中のポリ臭化ジフェニルエーテル（PBDEs）についての科学的意見を諮問された。

PBDEs はプラスチック、繊維製品及び電子機器などの難燃剤に使用されており、環境中に遍在し、食品や飼料からも検出される。ヨーロッパ 11 か国から 3,971 の食品中の 19 の PBDE の分析結果が EFSA に提供された。主要同族体として BDE-28、-47、-99、-100、-153、-154、-183 及び-209 の 8 種について CONTAM パネルが検討した。最も食事からの暴露が多いのは BDE-47 及び-209 である。毒性試験は、工業用 PBDE 混合物や個々の同族体で行われており、主な標的臓器は肝臓、甲状腺ホルモンの恒常性、生殖器、神経系である。PBDE は活性酸素種の誘導により DNA 傷害を誘発する。CONTAM パネルは重大なエンドポイントとして神経発達への影響を同定し、ベンチマーク用量とその 95%信頼下限を導出した。BMDL₁₀ は、BDE-47 は 309 µg/kg b.w、BDE-99 は 12 µg/kg b.w、BDE 153 は 83 µg/kg b.w、BDE-209 は 1,700 µg/kg b.w である。現在のデータの限界と不確実性から、これらの値を健康にもとづくガイドライン値の設定に用いるのは適切ではないと考え、リスク評価のために暴露マージン（MOE）アプローチを採用した。PBDE の排泄が動物とヒトで相当に異なるため、BMDL₁₀ での体負荷が同程度になる推定摂取量を用いて MOE を算出した（注：動物実験で観察された BMDL₁₀ の、投与量ではなく代謝速度を考慮した生体内濃度をヒトに外挿する際の指標とした）。結論として現在の EU の食事からの BDE-47、-153、-209 の暴露量は健康上の懸念とはならない。BDE-99 については健康上の懸念となる可能性がある。

2. 健康強調表示の認可資料準備のための科学的技術的ガイド（改訂 1）

Scientific and technical guidance for the preparation and presentation of an application for authorisation of a health claim (revision 1)

EFSA Journal 2011;9(5):2170 [36 pp.] 31 May 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2170.htm>

NDA パネル（食品・栄養・アレルギーに関する科学パネル）は、健康強調表示の認可のための科学的技術的ガイドを 2007 年 7 月 6 日に作成しており、このガイドを EFSA から の要請により改訂した。

3. 亜鉛と「口腔中の揮発性硫黄化合物を中和することによる息の臭さを予防する」ことに関する健康強調表示の立証についての科学的意見

Scientific Opinion on the substantiation of a health claim related to zinc and “the prevention of bad breath by neutralising of volatile sulphur compounds in the mouth and oral cavity” pursuant to Article 13(5) of Regulation (EC) No 1924/2006

EFSA Journal 2011;9(6):2169 [7 pp.] 01 June 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2169.htm>

NDA パネルは、申請された健康強調表示は口臭に関するものであり、人体の機能ではな

いため Regulation (EC) No 1924/2006 の定義する基準に沿わないとしている。

4. *Lactobacillus rhamnosus* GG と病原性消化管内微生物への防御維持に関連する健康強調表示の立証についての科学的意見

Scientific Opinion on the substantiation of a health claim related to *Lactobacillus rhamnosus* GG and maintenance of defence against pathogenic gastrointestinal microorganisms pursuant to Article 13(5) of Regulation (EC) No 1924/2006

EFSA Journal 2011;9(6):2167 [19 pp.] 01 June 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2167.htm>

NDA パネルは、フィンランド政府を介して Valio 社から申請された *Lactobacillus rhamnosus* GG と病原性消化管内微生物への防御維持に関連する健康強調表示の科学的立証についての意見を諮問された。パネルは、製品の販売対象である一般人において有効だという根拠はなく、因果関係は確立されていないと結論した。

5. 離乳子豚の飼料添加物としての InteSwine® (出芽酵母)の安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of InteSwine® (*Saccharomyces cerevisiae*) as a feed additive for weaned piglets

EFSA Journal 2011;9(5):2173 [10 pp.].

30 May 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2173.htm>

FEEDAP パネル (飼料添加物に関する科学パネル) は、離乳子豚の飼料添加物としての InteSwine® (出芽酵母)の安全性と有効性に関する科学的意見を諮問された。InteSwine® は、離乳子豚の飼料に $6 \times 10^9 \sim 4 \times 10^{10}$ CFU/kg 飼料の用量での使用を目的としている。

Saccharomyces の安全性評価には QPS (Qualified Presumption of Safety) アプローチが採用でき、動物や消費者や環境に安全であるとみなせる。100 μ m 以下の粒子は含まないため労働者の吸入ハザードはない。FEEDAP パネルは、最大用量 4×10^{10} CFU/kg 飼料では有効性は示されていると結論した。

*QPS アプローチ：食品安全情報 2007 年 26 号より

(EFSA) EFSA に問い合わせのあった微生物の評価に QPS (Qualified Presumption of Safety: 適格な安全性の推定) アプローチを導入することに関する科学委員会の意見

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2007/foodinfo200726.pdf>

●英国 食品基準庁 (FSA : Food Standards Agency) <http://www.food.gov.uk/>

1. Asiana 社は全製造日の Uni President Drinks 3 種を未承認成分の使用のため回収

Asiana Ltd recalls all date codes of three Uni President Drinks due to use of unauthorised ingredients

Wednesday 1 June 2011

<http://www.food.gov.uk/enforcement/alerts/2011/jun/asianaltd>

Asiana 社は、未承認成分である DINP 及び DEHP が混入しているとして、全製造日の Uni President Drinks 3 種を回収している。

2. Bite は科学と根拠に噛みつく

Bite gets its teeth into science and evidence

Monday 13 June 2011

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2011/june/bite5>

FSA は科学と根拠にもとづいているというとき、それはどういう意味か？ Bite の最新号はこのことを追求している。

最初に科学と疑似科学の戦闘シーンを示し、FSA の役割を問いかける。詳細記事では FSA の政策を支えるリスク評価について述べ、FSA の科学者がどのように食品の安全に関する知識のギャップを埋め、研究結果をどう現実的ガイドラインに反映させているのかについて説明している。FSA はさらに自己満足に終わらないようチェックと挑戦が必要であることも承知している。科学に関する一般助言委員会は、FSA が「正しい科学」を「正しく」用いることを担保している。社会科学研究委員会は、社会科学の利用について助言している。

* Bite

Issue 05: 2011

<http://www.food.gov.uk/multimedia/pdfs/publication/bitespring11.pdf>

表紙が「科学の逆襲」 (一部抜粋)

- 科学：我々の翼の下に風 (EditorのFrank Clalmers)

英国のタブロイド紙が毎日のように食品や食生活に関する疑似科学を主張している中、科学が疑似科学との戦いにやや優性になってきていることが喜ばしい。

- 科学の逆襲

2月の会合で、政府の主任科学アドバイザー John Beddington は政府に対して疑似科学の致命的有害影響について警告し、科学の誤用を許してはならないと述べた。これに FSA の主任科学者 Andrew Wadge が共感し blog に「しかし政治的意図のある疑似科学と戦うのは簡単ではない」と書いている。彼の見解は科学コミュニティの見解を反映したものである。Ben Goldacre は Guardian のコラム「Bad Science」で何年も疑似科学の主張と戦っている。科学的訓練を受けていないヒトの助言に従って行動を変えるのは危険である。

初代 FSA 長官の Krebs 卿のことば「リスクと不確実性を伝えることが FSA にとって重要な課題であり、これからもそうである」

- ねずみ取りの罠を避ける
マリンバイオトキシンの例
- ギャップがあることに留意
公開と透明性。最も価値のあるものにお金を使用すべき。
- 燻製魚に注意
燻製魚のリステリア
- 科学の健康診断
独立した助言委員会によるチェック
- 科学を伝える
- 誰のための価値、誰のための科学
BPA の禁止は、有害だという科学的根拠にもとづくものではないという対話

-
- ドイツ連邦リスクアセスメント研究所 (BfR : Bundesinstitut für Risikobewertung)
<http://www.bfr.bund.de/>

1. 台所用品や食器からのメラミン及びホルムアルデヒドの放出

Release of melamine and formaldehyde from dishes and kitchen utensils

09.06.2011

http://www.bfr.bund.de/cm/349/release_of_melamine_and_formaldehyde_from_dishes_and_kitchen_utensils.pdf

メラミン樹脂はメラミン及びホルムアルデヒドからなるポリマーであり、壊れにくく、食器や台所用品に使用される。

メラミン樹脂製の食器やカトラリーは、70°C以上の高温になるとメラミン及びホルムアルデヒドを溶出する可能性がある。食品への移行には移行限度が設定されている。BfR の調査によると、高温ではこの規制値を超過する。特に 100°Cで起こる。メラミン樹脂製の台所用品を揚げ物や電子レンジ調理に使用すると、健康リスクのある量のメラミン及びホルムアルデヒドが食品に移行する可能性がある。特に果物や野菜などを含む酸性食品の場合に起こりやすい。さらに台所で揮発したホルムアルデヒドの吸入暴露による健康リスクがある。従って BfR はメラミン樹脂製の台所用品を揚げ物や電子レンジ調理に使用すべきではないという立場を維持する。

70°C以下で使用する場合は健康に危険ではない。熱い食べ物を取り分けたり、サラダ用に使用する場合は問題はない。

-
- オランダ RIVM (国立公衆衛生環境研究所 : National Institute for Public Health and

the Environment)

<http://www.rivm.nl/en/>

1. ヘキサクロロベンゼンとヘキサクロロブタジエンの水中環境リスク限度：生物相基準を水のリスク限度に換算するため生物濃縮データを使用

Environmental risk limits for hexachlorobenzene and hexachlorobutadiene in water :
Using bioaccumulation data to convert biota standards into water risk limits

2011-05-31

<http://www.rivm.nl/bibliotheek/rapporten/601714015.html>

RIVM は、水中のヘキサクロロベンゼン (HCB) 及びヘキサクロロブタジエン (HCBd) について環境リスク限度 (ERLs) を検討した。これら 2 つの化合物は EU 水政策枠組み指令のもと、優先ハザード物質に分類されている。HCB 及び HCBd の環境リスク限度は、これまでの EU 評価及び新しい生物濃縮データの評価をもとに提案された。

●フランス食品・環境・労働衛生安全庁 (ANSES : Agence Nationale de Sécurité Sanitaire de L'alimentation, de L'environnement et du Travail)

http://www.afsset.fr/index_2010.php

1. パーフフルオロ化合物：最初の全国水中濃度測定キャンペーン

Perfluorinated compounds: a first national measurement campaign in water

10 June 2011

<http://www.anses.fr/PMEC0029I0.htm>

フランス保健省の行った最初の水中パーフルオロ化合物検出報告書を発表

測定キャンペーンは 2 段階で行った。第 1 ラウンドは、2009 年の夏に PFOS や PFOA の全国での存在状況を確認するために代表的検体を採取して行った。2010 年 6 月の第 2 ラウンドでは最初の結果を確認し、どのくらい変動するかを調査した。

合計で原水 331、処理水 110 を分析し、PFOS、PFHxS、PFBS、PFDA、PFNA、PFOA、PFHpA、PFHxA、PFPeA、FBA を検討した。分析した約 450 の検体中、測定可能なレベルが確認されたのは約 25%のみであった。原水から最も多く検出されたのは PFOS、PFHxS および PFOA の 3 種、処理水からは PFOS、PFHxA、PFHxS の 3 種だった。米国やドイツが提案している規制値と比較すると (ドイツの規制値 : PFOA+PFOS 300 ng/L)、この研究で処理水から検出された最大量は 4~30 分の 1 であった。また一部の例外を除き、2 回の測定で大きな変動は見られなかった。

ANSES はパーフルオロ化合物について、水及び食品中の含有データの収集、リスク評価及び研究 (血液検査による母子間の移行研究、代謝及び毒性影響、外部暴露と血中濃度)

を行っている。

* 報告書 : National campaign on the presence of perfluorinated alkyl compound in water intended for human consumption (本文フランス語)

<http://www.anses.fr/cgi-bin/countdocs.cgi?Documents/LABO-Ra-Perfluorates.pdf>

● 米国食品医薬品局 (FDA : Food and Drug Administration) <http://www.fda.gov/>,

1. FDA はカンザスの会社でエルダーベリー (ニワトコ) ジュースを押収

FDA seizes elderberry juice concentrate at Kansas company

June 3, 2011

<http://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm257781.htm>

Wyldeewood Cellars 社は根拠のない疾患治療宣伝を継続的に行っていた

FDA の要請により、米警察機構は AIDS や糖尿病、インフルエンザなどの病気の治療や予防に効果があるという宣伝をしていた *Wyldeewood Cellars* 社のエルダーベリージュースを押収した。FDA は *Wyldeewood Cellars* 社に対し以前にそのような宣伝は違法であると警告していたが、同社は警告にも関わらず宣伝を継続していた。

2. Global Wellness 社は表示されていない医薬品が含まれるため VIA XTREME ULTIMATE SEXUAL ENHANCER DIETARY SUPPLEMENT FOR MEN を全国で自主回収

Global Wellness, LLC Conducts a Nationwide Voluntary Recall of VIA XTREME ULTIMATE SEXUAL ENHANCER DIETARY SUPPLEMENT FOR MEN Due to Presence of Undeclared Drug

June 6, 2011

<http://www.fda.gov/Safety/Recalls/ucm258055.htm>

Global Wellness 社は、FDA の検査でスルホアイルデナフィルメタンスルホン酸、スルホシルデナフィルおよびジメチルシルデナフィルが検出されたため、当該製品を自主的に回収している。当該製品は、プエルトリコ及びカナダを介してインターネットや小売店で販売された。製品の写真は当ウェブサイトを参照。

3. FDA : DDS プロバイオティクス製品押収

FDA: DDS probiotic products seized

June 7, 2011

<http://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm258155.htm>

ミネソタの企業が疾患予防や治療を宣伝

米警察機構は FDA の要請により、ミネソタ州 Eden Prairie の UAS Laboratories 社の製品を押収した。押収された製品はカプセルや粉末、錠剤の形をした DDS Acidophilus、DDS Plus、Probioplus DDS、DDS Junior 及び Cran-Gyn DDS である。同社はこれらの製品を風邪やインフルエンザ、呼吸器感染症、尿路感染症、酵母感染症、潰瘍、高コレステロールの治療や予防ができると宣伝していた。FDA は UAS Laboratories 社に対してそのような宣伝は違法であると警告していたが、2011 年 3 月の監視の結果、警告にも関わらず宣伝を継続していた。

4. ファイザー社は動物用医薬品 3-Nitro の販売を自主的に一時停止

FDA: Pfizer will voluntarily suspend sale of animal drug 3-Nitro

June 8, 2011

<http://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm258342.htm>

FDA のデータに企業が対応

FDA は、ファイザー社の子会社 Alparma 社が 1940 年代から養鶏に使用されている動物用医薬品 3-Nitro® (ロキササルソン) の販売を自主的に一時停止すると発表した。

これは最近 FDA が行った 100 のブロイラーの検査で、3-Nitro®を投与したブロイラーのレバーが投与しない場合よりも無機ヒ素の濃度が高かったためである。FDA は、検出された無機ヒ素濃度は低く、鶏を食べ続けても健康上のリスクとはならないことを強調している。懸念は低いですが、暴露を避けることはできる。

Alparma 社は 2011 年 6 月 8 日より 30 日間は 3-Nitro®を販売する計画だが、これは生産者が他の製品へ変更するための猶予期間である。

*検査の詳細：3-Nitro (Roxarsone) and Chicken

<http://www.fda.gov/AnimalVeterinary/SafetyHealth/ProductSafetyInformation/ucm257540.htm>

検出された総ヒ素の濃度は、筋肉で対照群が 4.9 ± 2.5 ppb (休薬期間 0 日)、 3.1 ppb (休薬期間 5 日) に対し、ロキササルソン群では順に 71 ± 20 ppb、 28 ± 10 ppb であった。レバーでは、対照群は 3.4 ± 1.3 ppb (休薬期間 0 日)、 3.3 ± 0.7 ppb (休薬期間 5 日) であるのに対し、ロキササルソン群は順に $2,836 \pm 1,391$ ppb、 $1,062 \pm 709$ ppb であった。米国の残留基準であるトレランスは、筋肉 500 ppb、肝臓 2,000 ppb のため、休薬期間が 5 日のものは違法ではない。

*Q & A

<http://www.fda.gov/AnimalVeterinary/SafetyHealth/ProductSafetyInformation/ucm258313.htm>

(一部抜粋)

この新しい情報は鶏の消費者に対し何を意味しているか？懸念するべきか？

3-Nitro®の販売が一時停止した時に鶏を食べ続けていても、健康リスクはない。鶏のレバーに含まれる無機ヒ素の濃度は非常に低い。

この発表を受けて消費者はチキンの喫食をやめるべきか？

やめる必要はない。FDA は、喫食の中止や既に流通している鶏を回収する必要はないと考えている。

3-Nitro®は何か？

3-Nitro® (ロキサルゾン) はヒ素含有動物用医薬品で、ファイザー社の子会社 Alpharma 社が製造している。特定の動物用医薬品 (ナラシン又はサリノマイシン) と合わせて使用すると、コクシジウム症の予防を効果的にするとして認可されている。また成長促進剤としても認可されている。

他のヒ素化合物よりも有害なものか？

無機ヒ素は、有機ヒ素よりも有害であり発がん性がある。有機ヒ素は、がん原性試験は陰性である。3-Nitro® (ロキサルゾン) などの認可されたヒ素含有動物用医薬品の活性成分は有機ヒ素である。

3-Nitro® (ロキサルゾン) の認可の際に安全性を確かめるためにどんな研究をしたか？

FDA は、動物由来食品中の総ヒ素について安全性評価を完了し、トレランスを設定した。トレランスは有機ヒ素を想定して設定した。実験動物では慢性毒性、生殖毒性、がん原性試験等を行ったが、3-Nitro® (ロキサルゾン) を毎日、生涯摂取し続けても腫瘍を誘発しないことが示された。

FDAの研究はどんなものか？

動物用医薬品センター (CVM) は、養鶏に 3-Nitro® (ロキサルゾン) を表示通りの用量で添加した飼料又は対照飼料を 6 週間与え、臓器検体を休薬期間 0、3、5 日で採取した。

3-Nitro® (ロキサルゾン) の鶏の休薬期間はどの程度か？

鶏では 5 日間であり、とさつまでの 5 日間は 3-Nitro® (ロキサルゾン) を含む飼料は与えることはできない。

どんな結果だったのか？

FDA は鶏のレバーを分析し、無機ヒ素の残留があるか確認した。3-Nitro® (ロキサルゾン) を与えた鶏のレバーの方が与えなかった場合よりも無機ヒ素の濃度が高いことが示された。対照群のレバーでは測定可能な量の無機ヒ素は残留していなかった。測定法の技術的限界により、筋肉中の無機ヒ素は測定できなかった。しかしながら、総ヒ素 (無機及び有機ヒ素) の濃度はレバーで測定された濃度よりも低かった。

本研究の結果を受けてFDAはどうするか？

ファイザー社に対し、研究結果及び FDA による懸念について助言した。ファイザー社は製品の販売停止と使用停止への秩序的な取り組みの計画を決定した。本計画では、停止まで 30 日間の猶予期間を提供する。この期間販売を継続しても健康リスクはなく、生産者による代替品の検討や動物福祉の確認を行えるようにする。

FDAの推奨事項は何か？

FDA は、本研究で検出された無機ヒ素の濃度は非常に低く、鶏を食べ続けても健康リスクはないことを強調する。USDA もまた FDA の見解を確認するための調査を実施した。消費者は何か対応する必要はない。製品の販売を停止するとともに、ファイザー社と FDA は動物における 3-Nitro® (ロキサルソン) の使用に関するデータを検討している。

ファイザーは米国内で 3-Nitro® (ロキサルソン) の販売を停止するが、製造は継続し、輸出も行う。この件について海外 (国際的パートナー) ではどう考えるべきか?

FDA は研究結果について海外へ警告の措置を行う。相手国は、自国の状況をふまえ、どのような措置を執るべきかを決定することができる。

5. FDA はナノテクノロジーを巡る規制の確実性を増すための最初の一步を踏み出す

FDA takes 'first step' toward greater regulatory certainty around nanotechnology

June 9, 2011

<http://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm258377.htm>

FDA は規制対象製品のナノテクノロジーについての議論のためのロードマップを提示

FDA は、ナノテクノロジーについてのガイドライン案“Considering Whether an FDA-Regulated Product Involves the Application of Nanotechnology”を発表した。これは、ナノテクノロジーの規制上の定義を決定したのではなく、議論の出発点を示したものである。

*ガイドライン：Considering Whether an FDA-Regulated Product Involves the Application of Nanotechnology ; Guidance for Industry

<http://www.fda.gov/RegulatoryInformation/Guidances/ucm257698.htm>

6. 消費者向け情報

魚のハザードと管理：おおげさな話ではない

Fish Hazards and Controls: More Than a Fish Story

June 7, 2011

<http://www.fda.gov/ForConsumers/ConsumerUpdates/ucm257816.htm>

FDA は、漁業及び水産加工業者が海産物の安全性を確保できること (HACCP プランの作成) を支援するために「魚及び水産物製品ハザード及び管理ガイド：Fish and Fisheries Products Hazards and Controls Guidance」を公開している。一般的には「ハザードガイド」と呼ばれ、2011 年 4 月に第 4 版に改訂された。

*ガイド第 4 版：Fish and Fishery Products Hazards and Controls Guidance, Fourth Edition (PDF 4.70 MB)

<http://www.fda.gov/Food/GuidanceComplianceRegulatoryInformation/GuidanceDocuments/Seafood/FishandFisheriesProductsHazardsandControlsGuide/default.htm>

水産物のハザードとして、寄生虫、自然毒、ヒスタミン、環境汚染物質、メチル水銀、養殖用医薬品、毒素産生性細菌、病原性細菌、アレルゲン、金属やガラスの混入などを

あげ、各々への対策例を示している。添付 6 (Appendix 6 ; Table A-1) には、日本市場と米国市場での魚の呼び名の対照表が紹介されている。

● 米国 NTP (National Toxicology Program、米国国家毒性プログラム)

<http://ntp.niehs.nih.gov/>

1. 発がん物質報告書 12 巻

12th Report on Carcinogens

June 10, 2011

<http://ntp.niehs.nih.gov/go/roc12>

新しく追加されたのは、アリストロキア酸、ホルムアルデヒド、カプタホール、ある種のガラス繊維 (吸入)、コバルトタングステンカーバイド：粉末と金属、オルトニトロトルエン、リデリン、スチレンである。

● 米国環境保護庁 (EPA : Environmental Protection Agency) <http://www.epa.gov/>

1. EPA は有害化学物質リスクに対応する全国部族有害物質委員会を設立

EPA Establishes National Tribal Toxics Committee to Address Risks from Toxic Chemicals

05/31/2011

<http://yosemite.epa.gov/opa/admpress.nsf/effe922a687433c85257359003f5340/31a0e77420565c7f852578a10055f85e!OpenDocument>

EPA は、化学物質安全性や郊外予防関連問題についてインディアン部族の関与を拡大するために全国部族有害物質委員会 (National Tribal Toxics Committee : NTTC) を設立した。鉛塗料による中毒予防やより安全な化学物質取扱い、部族に特有の暴露があるものに関してより良い評価をするための協力関係を築くためのものである。

* Pollution Prevention & Toxics Tribal Environmental Program

<http://www.epa.gov/oppt/tribal/>

2. EPA は殺鼠剤による米国人のリスク低減のための施策を実施する/ 実施により子ども、ペット及び野生動物がより良く保護される

EPA Takes Major Actions to Reduce Americans' Risks from Mouse and Rat Poisons / Move will better protect children, pets and wildlife

06/07/2011

<http://yosemite.epa.gov/opa/admpress.nsf/eeffe922a687433c85257359003f5340/5689a230c1490219852578a80053a4b7!OpenDocument>

ペレット製品などの住居用の多くの殺鼠剤の販売を禁止する。住居用としては、餌置き
の形態で子どもやペットが間違えて食べることがない製品のみを、登録のうえ販売を認め
る。殺鼠剤を食べて死亡したネズミを野生動物が食べることによる被害も減らせる。詳細
は以下のウェブサイトを参照。

* Rodenticides

<http://www.epa.gov/pesticides/mice-and-rats/>

3. EPA は 150 以上の化学物質の機密保持を解除/化学物質情報へのアクセスを増大させる ことによる米国人の健康を増進する努力の一環

EPA Removes Confidentiality Claims for More Than 150 Chemicals / Part of continuing
effort to protect Americans' health by increasing access to chemical information

06/08/2011

<http://yosemite.epa.gov/opa/admpress.nsf/eeffe922a687433c85257359003f5340/9f7964febca3824a852578a900574cea!OpenDocument>

EPA による情報公開の一環として、化学物質による健康と環境への影響について可能な
限り多くの情報を得られるようにするため、150 以上の化学物質の情報を公開する。

* 詳細 : Increasing Transparency in TSCA

<http://www.epa.gov/oppt/existingchemicals/pubs/transparency.html>

4. EPA は農薬製品のナノスケール物質についての政策を提案

EPA Proposes Policy on Nanoscale Materials in Pesticide Products

06/09/2011

<http://yosemite.epa.gov/opa/admpress.nsf/eeffe922a687433c85257359003f5340/05ff063e9205eb3c852578aa005aa0f8!OpenDocument>

EPA は農薬製品中のナノスケール物質についての情報を収集する計画を発表した。農薬
の登録が環境及びヒトの健康に許容できない有害影響をもたらすかを判断するために、ど
のようなナノ物質が農薬製品中に存在するのかについて情報を集める。この提案にはパブ
リックコメントを募集する。

* Regulating Pesticides that Use Nanotechnology

<http://www.epa.gov/pesticides/regulating/nanotechnology.html>

● 米国農務省 (USDA : Department of Agriculture)

<http://www.usda.gov/wps/portal/usdahome>

1. 農薬データプログラム (PDP) 2009 年年次報告書

Pesticide Data Program Annual Summary, Calendar Year 2009

May 2011

<http://www.ams.usda.gov/AMSV1.0/getfile?dDocName=STELPRDC5091055>

2009 年次の検査対象は国内 10 州で採取された食品で、81.5%は生鮮及び加工果実及び野菜であり、他に水（原水又は処理水）6.7%、牛肉 4.4%、ナマズ 4.1%、米 3.3%であった。また全体の約 79%は国産品、20%は輸入品、残り 1%は原産国が複数又は産地不明であった。EPA が設定しているトレランスの超過が検出されたのは 0.3%で、トレランスが設定されていない残留農薬が検出されたのは 2.7%だった。

● カナダ食品検査庁 (CFIA : Canadian Food Inspection Agency)

<http://www.inspection.gc.ca/english/toce.shtml>

1. 台湾産のある種の食品や飲料の禁止乳化剤成分汚染について輸入業者及び小売業者に警告

Alert to Importers and Retailers Regarding Contamination of Certain Food and Beverages from Taiwan with Prohibited Emulsifier Ingredients

May 31, 2011

<http://www.inspection.gc.ca/english/fssa/invenq/20110531be.shtml>

CFIA は、カナダの輸入業者及び小売業者に対し、台湾から輸入されるある種の食品及び飲料品、特にジュース・エネルギー飲料・ジャムについて、台湾政府がリコールを開始していると警告する。

問題の製品は、Yu Shen Chemical Co. または Pin Han Perfumery Co.社が製造した DEHP（フタル酸ジエチルヘキシル）あるいはその他のフタル酸類を含む乳化剤を用いて製造されたものである。フタル酸類はプラスチックの可塑剤など様々な目的で広く使用されている。溶出の結果として極微量が食品から検出されることはあるが、台湾政府が検出しているのは飲料で最大 600ppm である。安い乳化剤として添加されたと考えられている。

カナダでは食品添加物としての DEHP の使用は禁止されている。DEHP は慢性暴露により生殖毒性などがある。現在カナダで検出されている 2.5~35 mg/kg という量では急性影響はありそうもない。

事件の全容は調査中である。この乳化剤は他国の食品製造業者へも提供されている可能性がある。現時点のリコール対象製品のリストは次のウェブサイトを参照。

http://active.inspection.gc.ca/scripts/database/rearapp_refsubmit.asp?lang=e&ref=642

7

*参考：台湾行政院衛生署 食品藥物管理局
英語サイト

http://www.fda.gov.tw/eng/news_list.aspx?time=1&classifysn=118

繁体字中国語サイト

http://www.fda.gov.tw/content.aspx?site_content_sn=2451

- オーストラリア・ニュージーランド食品基準局
(FSANZ : Food Standards Australia New Zealand)
<http://www.foodstandards.gov.au/>

1. 基準解説サービス

Code Interpretation Service

7 June 2011

<http://www.foodstandards.gov.au/foodstandards/codeinterpretationservice/>

FSANZ は、7月1日より新たに基準解説サービス (Code Interpretation Service) を開始する。このサービスはオーストラリアでのみ利用でき、オーストラリアの企業がオーストラリア・ニュージーランド食品基準 (Australia New Zealand Food Standards Code) を理解するのを助け、ビジネス上の助言を行うためのものである。本サービスは有料である。

2. FSANZ は 60 Minutes に反応

FSANZ Response to 60 Minutes story

6 June 2011

<http://www.foodstandards.gov.au/scienceandeducation/factsheets/factsheets2011/fsanzresponseto60min5189.cfm>

2011年6月5日のテレビ番組 60 Minutes で、ポリカーボネートほ乳瓶のビスフェノール A (BPA) の安全性についての話が放送された。この番組は人々に不安を惹起した。以下に番組では報道されなかった重要なことをいくつか記す。

BPA については何年にも渡る 800 以上の研究報告があり、科学的根拠は圧倒的にヒト健康上の懸念とはならないことを示している。

FSANZ の BPA の安全性に関する見解はヘルスカナダや EFSA、FDA を含む国際的機関と共有されている。この問題については、FDA の研究を含め現在も研究は続いている。これまでの研究は、全て現在の規制状況を支持している。

オーストラリア競争消費者委員会 (ACCC) が 2010 年 1 月に行った調査では、オースト

ラリアの乳児用ミルク、水道水、ほ乳瓶及び幼児用マグから BPA は検出されていない。
さらに次のことを付け加える。

- FSANZ の調査では、乳児用ミルクから BPA は検出されていない。結果は次のウェブサイトを参照。
<http://www.foodstandards.gov.au/scienceandeducation/monitoringandsurveillance/foods-surveillance/fsanzsurveyandactivi4978.cfm>
- 今年 4 月にはドイツトキシコロジー学会が包括的レビューを行い、現在の TDI は正当で、赤ちゃんを含む暴露量はヒト健康に意味のあるリスクとはならないと結論した。
- WHO 及び FAO が設立した国際専門家委員会は人体の BPA 循環をモデル解析したが、結果は極めて低濃度で、BPA は人体に蓄積せず尿から速やかに排泄されることを示した。

● オーストラリア農薬・動物用医薬品局 (APVMA : Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority) <http://www.apvma.gov.au/>

1. 欧州で禁止されている 80 の化合物がオーストラリアでは使用されているか？

Eighty chemicals banned in Europe in use here?

2 June 2011

http://www.apvma.gov.au/news_media/our_view/2011/2011-06-02_eighty_chemicals_eu.php

2011 年 5 月 24 日、メディアが活動家組織の主張をとりあげて、オーストラリアでは欧州で禁止された 80 以上の農薬や動物用医薬品が使用されていると報道した。

APVMA はこの主張の根拠を知らないが、2010 年 8 月に WWF オーストラリアが似たような主張をしている。当時 APVMA はその報告を精査して、最近の欧州でのレビューを間違えて伝えたものであること、さらに WWF オーストラリアが禁止されていると主張する物質の 1/4 は現在も欧州で使用されていることを見いだした。

この問題についての 2010 年 9 月のコメントは以下のウェブサイトを参照。

* Identifying dangerous pesticides

http://www.apvma.gov.au/news_media/our_view/2010/2010-09-17_dangerous_pesticides.php

2. 化学物質規制担当者はヒト健康保護のためナフタレンフレークを規制

Chemical regulator takes action against naphthalene flakes to protect human health

Date: 7 June 2011

http://www.apvma.gov.au/news_media/media_releases/2011/mr2011-02.php

APVMA は小売店へのナフタレンフレーク製品の供給を停止するための対策をとる。これらの製品は衣服などの防虫用として家庭で使用されている。

この対応は、保健・高齢者担当省が、これらの製品の包装や警告では、小さい子ども達のような感受性の高い集団を吸入や誤飲のリスクから守るのに適切ではないという助言を行ったことによる。この結果以下の4製品はさらなる通知がない限り販売できない。

- Mosom Pure White Naphthalene Flakes
- Hovex Naphthalene Flakes
- Recochem Naphthalene Moth and Silver Fish Flakes Household Insecticide Fumigant • Recochem Naphthalene Flakes

3. 無登録で適用外農薬の混合についての報告

Mixing of unregistered and off-label chemicals reported

9 June 2011

http://www.apvma.gov.au/news_media/our_view/2011/2011-06-08_unregistered_mixing.php

APVMA は農場で無登録適用外農薬を穀物に混合して殺鼠剤を製造しているという報告を受けた。APVMA はそのような行為は認めておらず、公衆衛生や環境リスクが評価されていない。APVMA はこのような違法行為の調査を行う。

APVMA は現在のマウスの大発生に農家が困っていることは承知しているが、そのような無登録や適用外の農薬使用はしないよう強く助言する。環境やヒト健康にリスクとなるだけでなく、他国とオーストラリアの貿易に障害となる可能性がある。

APVMA はリン化亜鉛の緊急使用許可を多数発行している。

*参考：食品安全情報（化学物質）2011年10号より

（APVMA）殺鼠剤の緊急認可

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2011/foodinfo201110c.pdf>

一部の州でマウスが異常発生しているのを受けて、APVMA は緊急にリン化亜鉛の農場での穀物との混合を認めた。

●オーストラリア TGA（TGA：Therapeutic Goods Administration）

<http://www.tga.health.gov.au/index.htm>

1. 安全情報：警告

- 女性向け **Pink Lady**

Pink Lady for Women

10 June 2011

<http://www.tga.gov.au/safety/alerts-medicine-pink-lady-110610.htm>

インターネットを介して販売されている「女性向け Pink Lady カプセル（Pink Lady for

Women capsules)」について警告する。この製品は、100%ハーブと宣伝しているが、TGAの分析により治療量のタダラフィルが検出された。製品の写真は本ウェブサイト参照。

- **St Nirvana** ハーブ痩身カプセル

St Nirvana herbal slimming capsules

10 June 2011

<http://www.tga.gov.au/safety/alerts-medicine-st-nirvana-110610.htm>

インターネットを介して販売されている「St Nirvana ハーブ痩身カプセル (草本膠囊)」について警告する。100%ハーブと宣伝している製品だが、TGAの分析により治療量のシブトラミンが検出された。製品の写真は本ウェブサイト参照。

- ニュージーランド食品安全局 (NZFSA : New Zealand Food Safety Authority)

<http://www.nzfsa.govt.nz/>

1. **Heitiki** 乳児用ミルクについて

- **MAF** のコンプライアンス及び執行部門長 **Geoff Allen** の **Heitiki** 乳児用ミルクについての声明

Statement from Geoff Allen, MAF Compliance and Enforcement director on Heitiki infant formula, May 31, 2011

<http://www.foodsafety.govt.nz/elibrary/industry/kaiora-statement.htm>

MAF は、Heitiki 乳児用ミルクを販売・輸出している **Kaiora New Zealand International** 社の調査を開始した。最初は食品安全上の問題、次に表示や宣伝の問題を調査し、何らかの違反があれば対応する。

- **MAF** の調査では **Kiaora NZ** に食品安全上の懸念はない

MAF investigation clears **Kiaora NZ** of food safety concerns, May 31, 2011 5 pm

<http://www.foodsafety.govt.nz/elibrary/industry/maf-clears-kaiora.htm>

Geoff Allen は調査には 10 日ほどかかると言っているが、最初の食品安全上の問題については何も見つからなかった。これから表示と宣伝について検討するが、これは **MAF** の権限外であり、何か問題があれば担当部局に伝える。

*参考：マオリのイメージと神聖な名前 **Heitiki** を使用したニュージーランド産ミルクを、中国で販売しようとしたことに、マオリの人達から苦情が出たようである。企業側は民族の文化に鈍感だったと謝罪し、今後このブランドは使用しないとしている。

2. 台湾産ソフトドリンクの汚染可能性について監視

Monitoring potential contamination of Taiwanese soft drinks

June 10, 2011

<http://www.foodsafety.govt.nz/elibrary/industry/monitoring-potential-contamination-soft-drinks.htm>

MAF は台湾衛生署から、台湾産のある種の食品及び飲料等に DEHP (フタル酸ジエチルヘキシル) が含まれる可能性があることについて報告された。ニュージーランドでは、DEHP の食品への添加は許可されていない。これまでの情報では、問題の食品に含まれる DEHP の量は直ちに健康上の懸念となるものではない。ニュージーランドに輸入された製品は「Guava Drink」及び「Sunkist brand Lemon Juice Drink with Aloe Vera Pulp」で、小売店から回収されている。

● 香港政府ニュース

<http://www.news.gov.hk/en/frontpagetextonly.htm>

1. 台湾産製品の DEHP (フタル酸ジエチルヘキシル) 混入について

- 医薬品回収 (Pharmaceutical products recalled)

June 01, 2011

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/06/20110601_215810.shtml

衛生署は台湾の DEHP 事件のフォローアップ対応の一環として、台湾から輸入された医薬品 1 つの回収を命令し、国内で製造した 5 つの医薬品の自主回収を承認した。

輸入された胃腸薬 Well Tab からは 1.2 ppm の DEHP が検出された。もし推奨量を服用しても、当該濃度では急性有害影響はほぼない。国産の 5 製品からは DEHP は検出されていないが、台湾から輸入した香料に 1.1ppm の DEHP が検出されたため予防的措置として自主回収を行う。製品リストは本ウェブサイトを参照。

- 台湾産フルーツゼリー禁止 (Taiwanese fruit jelly banned)

June 01, 2011

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/06/20110601_192758.shtml

食品安全センターは台湾の Triko Foods 社の製造したコンニャクココナツゼリー(タロイモ味、写真有り)の輸入を 2011 年 6 月 2 日から禁止する。さらに既に販売されているものについては、台湾当局による DEHP の含量が 1.5ppm 以下であることの証明がない限り、30 日以内に回収することを要請した。同ブランドのマンゴー、ピーチ及びライチ風味のココナツゼリーからは DEHP は検出されていない。

- 可塑剤のため 3 つの医薬品を回収 (Three drugs recalled due to plasticisers)

June 02, 2011

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/06/20110603_085317.shtml

DEHP 単独または DINP (フタル酸ジイソノニル) と両方を含む台湾産の医薬品の回収を要請した。当該製品は、Mebendazole 錠剤 100mg (Panbiotic) (登録番号 HK-53603)、Oxo カプセル 100mg (登録番号 HK-34702) 及び Scoro Orabase 1mg/g Meider (登録番

号 HK-59097) であり、DEHP が 1.6~2.2ppm、DINP は 2 ppm 検出されている。

- 粉末飲料 2 種を回収 (Recall ordered on 2 drink powders)

June 03, 2011

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/06/20110604_100629.shtml

台湾産の粉末飲料 2 種 (写真有り) について、DEHP の混入が確認されたため回収を要請した。

- 砂糖菓子フルーツジュース/シロップ回収 (Confections fruit juice/syrup recalled)

June 04, 2011

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/06/20110604_213631.shtml

台湾産のフルーツジュース/シロップ 7 品目について、DEHP 混入のため輸入者に販売停止と回収を要請した。

- 台湾産の 23 食品に警告 (Warning issued on 23 food items from Taiwan)

June 07, 2011

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/06/20110608_093303.shtml

食品安全センターは、DEHP 汚染のある台湾産の 23 種のフルーツシロップ及びジュースの使用及び販売を中止するよう要請した。製品のリストは以下のウェブサイトの通り。

http://gia.info.gov.hk/general/201106/07/P201106070271_0271_79924.pdf

- 可塑剤のため抗生物質リコール (Antibiotic recalled for plasticizer)

June 09, 2011

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/06/20110609_140842.shtml

衛生署はグラクソスミスクライン社に、可塑剤が検出されたためフランスで製造された抗生物質を回収するよう命令した。製品は Augmentin 粉末シロップ 156 mg/5 ml (HK-24658) で、フタル酸ジイソデシル (DIPP) が 18 ppm 検出された。有害事象は報告されていない。

2. DEHP 基準を承認

DEHP limit approved

June 03, 2011

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/06/20110603_131248.shtml

食品安全に関する専門委員会は、食品中の DEHP 基準として 1.5 mg/kg を承認した。この値を超過する食品は、異物混入又は容器包装の誤用と見なし禁止される。非意図的の混入があるため、ゼロトレランスは採用しない。

3. シガテラ中毒

- 珊瑚礁の魚の夕食により 9 人が中毒 (Coral fish dinners poison 9)

May 31, 2011

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/05/20110531_192544.shtml

健康保護センターは珊瑚礁の魚を食べてシガテラ中毒になった 9 人のうち 4 人の調査を行っている。この魚は全て Sheung Shui 市場で購入したものである（注：魚種の記載はないため不明）。9 名のうち 3 名は男性、4 名は女性であり、年齢は 14～60 才である。3 名は入院が必要であったが、全員安定している。

シガテラ中毒は珊瑚礁海域の有毒藻類を摂取した小魚を大型魚が食べ、体内（特に内臓）に有毒物質を蓄積した大型魚を人が食べることによって生じる。大型魚はより多くの有毒物質を蓄積すると考えられており、有毒物質は調理では除去できない。

- さらに 2 人が中毒 (2 more poisoning cases reported)

June 01, 2011

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/06/20110601_193005.shtml

健康保護センターは珊瑚礁の魚の喫食によりシガトキシン中毒を発症した 2 つの事件（患者 4 人）を調査している。

- 3 人が食中毒 (3 ill with food poisoning)

June 03, 2011

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/06/20110603_170012.shtml

珊瑚礁の魚の喫食により、57 才女性、72 才男性、69 才女性がシガトキシン中毒を発症した。

●韓国食品医薬品安全庁（KFDA : Korean Food and Drug Administration）

<http://www.kfda.go.kr/intro.html>

1. 台湾産製品の DEHP 混入について

- 台湾産 フタル酸ビス 2-エチルヘキシル ((DEHP)汚染食品の検査強化

2011.06.01

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&page=safeinfo&mmid=327&seq=15240>

食品医薬品安全庁は、台湾の DEHP 含有 Cloudy Agent*(乳化剤、食品添加物) 食品事故に関して、台湾から輸入される関連食品に対して事件が解決されるまで暫定的に輸入申告保留措置にすると発表した。この措置の主要内容は、乳化剤の含有の可能性が高い飲料、ジャム、シロップ、ゼリー等の品目とカプセルや粉末形態の製品に対し、暫定的に輸入申告を保留するものである。ただし台湾政府または台湾政府が認めた公認検査機関の証明書を提出した場合には、輸入が可能である。

- 台湾産の一部製品から DEHP 検出

2011.06.08

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&page=safeinfo&mmid=327&seq=15289>

食品医薬品安全庁は、一部の台湾産加工食品から DEHP が検出されたため、当該製品（2 製品）に対して流通・販売を中止する回収措置を行った。この 2 製品は、最近台湾で DEHP

が使用されたと発表された食品（6月6日現在、411社 945製品）ではないが、411社のうち国内への輸入実績がある11社 22製品に対する関連調査の過程で確認された。

※ 台湾発表 411社 945製品については国内への輸入実績なし

※ 国内輸入 11社 22製品中のうち7社 16製品を検査し、4社 6製品はすでに販売終了。
今回の検査で当該製品から検出されたDEHPは1.8ppm、2.4ppm、2.1ppm。

2. 日本原子力発電所関連食品医薬品安全庁対応及び管理動向 [10]

2011.06.08

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&page=safeinfo&mmid=327&seq=15279>

食品医薬品安全庁は、日本の茨城県などで生産される茶等に対し2011年6月3日から暫定的に輸入中止措置を行った。これは日本政府による出荷制限を受けて、暫定的に輸入中止対象としたもののうち、5番目に追加で輸入が中止されたものである。

今回輸入が中止された農産物は、茨城、神奈川、千葉及び栃木県で生産された茶、また福島県で生産された梅である。事故後に日本で生産されたお茶と梅は輸入されていない。

一方、食品医薬品安全庁が検査を強化した2011年5月1日以降、日本産食品添加物2件（5月9日、5月16日）及びアメリカで生産されて日本を經由して輸入したコーヒー豆（5月16日）から放射性セシウムが基準値（ $^{134}\text{Cs} + ^{137}\text{Cs}$: 370 Bq/kg）以下の41.9、1.5、1.4 Bq/kgがそれぞれ検出されたが、輸入業者が自主的に返送したため国内には流通しなかった。

● シンガポール農畜産食品局（AVA : Agri-Food Veterinary Authority of Singapore）

<http://www.ava.gov.sg/>

1. フタル酸ジエチルヘキシル（DEHP）汚染検査製品更新

Update on products tested for DEHP contamination (as at 9 June 2011)

<http://www.ava.gov.sg/status%20of%20brands%20tested%20for%20dehp.htm>

不合格で販売停止になった製品及び合格した製品のリストを公表。

● シンガポール保健科学庁（HSA : Health Science Authority）

<http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/home.html>

1. 台湾産製品のDEHP（フタル酸ジエチルヘキシル）混入について

- HSAは台湾産健康製品のDEHPを検査

HSA Takes Pro-Active Measures to Test DEHP in Health Products Manufactured in Taiwan

07 Jun 2011

http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/news_events/press_releases/Latest/hsa_takes_pro-active.html

HSA は、台湾で製造された健康食品や製品から様々な量の DEHP が検出されていることから、DEHP が含まれる可能性のある製品の検査を行う。これまで HSA が行った検査では、100 以上の製品が合格しており、「Brand's Alpha Tank チュワブルマルチビタミン& ミネラル」及び「Naturext Immune+ プロバイオティック 50B」の 2 製品のみが品質基準を満たさなかった。製品の詳細は次のウェブサイトを参照

* HSA Takes Pro-Active Measures to Test DEHP in Health Products Manufactured in Taiwan

http://www.hsa.gov.sg/publish/etc/medialib/hsa_library/corporate/press_release_2011.Par.81923.File.tmp/HSAPressRelease-HSATakesPro-ActiveMeasuresToTestDEHPInHealthProductsManufacturedInTaiwan-7June11.pdf

- HSA は国内で販売されている AUGMENTIN 経口懸濁液の検査結果を更新

HSA UPDATES ON THE TEST RESULTS OF LOCALLY AVAILABLE AUGMENTIN ORAL SUSPENSION

10 JUNE 2011

http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/news_events/hsa_updates/2011/hsa_updates_on_the.html

HSA は、台湾の医薬品から DEHP が検出されたという報告があったため、2011 年 6 月 7 日にプレスリリースをしている。その後台湾メディアで Augmentin 経口懸濁液から DIDP が検出されたという報道があった。HSA はグラクソスミスクライン社に連絡をとり、さらに調査を進めているが、台湾で販売されている製品の Augmentin 経口懸濁液 (457 mg/5ml) 及び Augmentin 経口懸濁液 (156 mg/5ml)、どちらもイチゴ味、はシンガポールでは販売されていないことを確認し、唯一販売されている Augmentin 経口懸濁液 228 mg/5ml (ミックスフルーツ味)について検査を行った。最新結果では DEHP 及び DIDP のどちらも検出されていない。製品の詳細は次のウェブサイトを参照。

* HSA UPDATES ON THE TEST RESULTS OF LOCALLY AVAILABLE AUGMENTIN ORAL SUSPENSION

http://www.hsa.gov.sg/publish/etc/medialib/hsa_library/corporate/HSA_Updates_2011.Par.97121.File.tmp/HSAUpdates_HSAUpdatesOnTheTestResultsOfLocallyAvailableAugmentinOralSuspension-10Jun2011.pdf

-
- インド食品安全基準局 (FSSAI : Food Safety & Standards Authority of India)

<http://www.fssai.gov.in>

1. 食品サプリメントのまま存続する場合には内容を調整しなければならない

Direct sellers tweak products to retain food supplement tag

by SOMA DAS, NEHA PAL, The Financial Express Tuesday, May 31, 2011

http://www.fssai.gov.in/DailyNews.aspx?RequestID=K1e1hhESe3040EehHE0_doAction=True#directsellers

ビタミン錠剤が食品サプリメントなのか医薬品なのかは米国とインドで異なる。米国よりインドの方が規制が厳しいため、米国で販売されている製品をインドで販売しようとする場合には「医薬品」にならないよう成分を調整しなければならない。医薬品として販売するには臨床試験による根拠が必要である。

● その他

ProMED-mail

1. キノコ中毒 米国

Mushroom poisoning - USA: (MI)

31-MAY-2011

http://www.promedmail.org/pls/otn/f?p=2400:1001:8799051566906049::NO::F2400_P1001_BACK_PAGE,F2400_P1001_PUB_MAIL_ID:1000,88674

ミシガン州でキノコ中毒患者が増加しているため衛生当局が警告している。

今年ミシガンの少なくとも 11 人がキノコによる重症中毒で入院した。昨年は入院患者はいなかった。ミシガン地域中毒コントロールセンターの Susan Smolinske によれば、2011 年には通報が 53 件あった。昨年の同時期は 26 件であった。主な原因キノコは 2 種類、ビーフステーキ (*Gyromitra esculenta* シャグマアミガサタケ) と early morel (*Verpabohemica* spp.) である。これらは true morel (アミガサタケ) と間違えられるが、たとえ true morel であっても、調理が不適切な場合や大量摂取、お酒と一緒に喫食すると中毒になる。

シャグマアミガサタケを喫食すると、錯乱、幻覚、けいれん及び昏睡などの症状が現れる。今年入院した全員は回復したが、そのうち 3 人は重篤な肝障害になり、1 人は一時的に肝移植リストに掲載された。発症は喫食後 6~48 時間である。

以上

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室